

(様式－1)

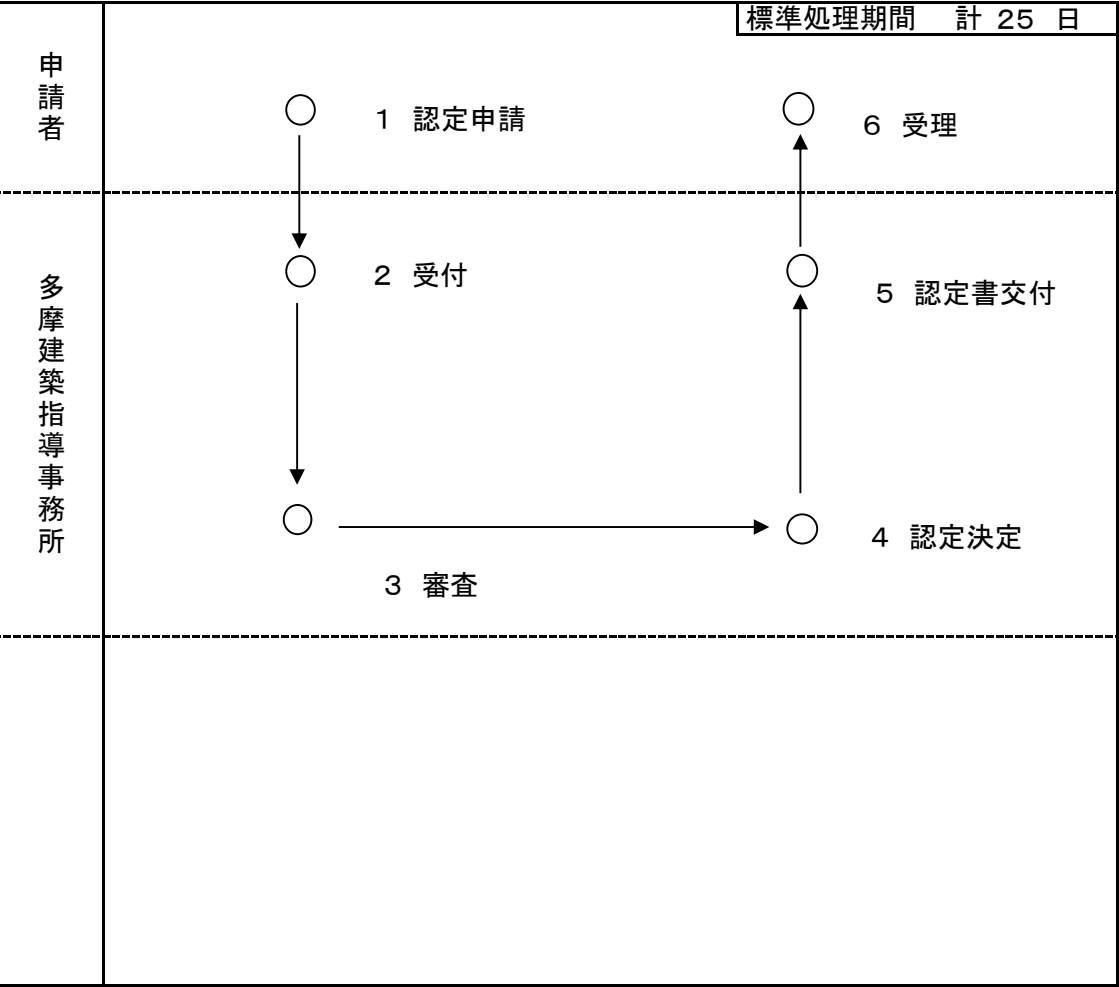
267・268・269・270・271・272・273・274・276・277・279

(令和7年9月16日改訂)

事務処理フロー図

事務名 東京都建築安全条例に基づく認定(条例第32条に係るものを除く)

《事務処理フロー図》



作成部署	多摩建築指導事務所建築指導第一課	電話042-548-2044
	多摩建築指導事務所建築指導第二課	電話042-313-3382、3384
	多摩建築指導事務所建築指導第三課	電話0428-23-3423

《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口に申請書を提出します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれば受け付けます。
3	審査	認定することが相当な建築物であるか審査を行います。
4	認定決定	認定を決定し、認定書を作成します。
5	認定書交付	認定書を申請者に対し交付します。
6	受理	申請者が認定書を受領します。